松本市都市計画地区計画の決定 (松本市決定)

松本都市計画新井北地区地区計画を次のように決定する。

| 松本都市計画新开北地区地区計画を次のように決定する。 | | | | |
|----------------------------|-----------|--|--|--|
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 名称 | 新井北地区 地区計画 | | |
| | 位置 | 松本市大字里山辺字向田、字前田、字木下、字新田、字川バ タ、字新井田、字大柳及び字石神の各一部の区域 | | |
| | 面積 | 約1.9ha | | |
| | 地区計画の目標 | 本地区は、松本市の中心部より北東に約3.4kmの地点にあり、組合施行の土地区画整理事業により、道路、公園、上下水道等の公共公益施設を中心とした整備が行なわれている。そこで、造成後に予想される建築行為について、地区計画を定めることにより、建築物の用途の混在、あるいは敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、事業効果の維持増進を図り、緑豊かな市街地の形成をめざす。 | | |
| | 土地利用の方針 | 本地区全体を良好な一戸建て住宅及び共同住宅を中心とする低層住宅地区として整備誘導を図る。 | | |
| | 地区施設の整備方針 | 土地区画整理事業により、地区内に区画道路(W=4~6m)を配置し、生活道路が整備されると共に、街区公園(1ヶ所)を適切に配置する。 | | |
| | 建築物等の整備方針 | 1 本地区全体を低層住宅地区として位置付け、良好な一戸建て住宅及び共同住宅を中心とし、敷地の最低限度の制限、敷地内の空地の確保及び緑化、垣又はさくの整備、区画道路に沿った街並みの整備等の施策により、ゆとりある良好な住環境の形成へ規制誘導を図るとともに、その維持保全を図る。2 意匠については、「松本市景観計画」の内容に沿った建築物、工作物を誘導する。3 敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は張芝等を行うなど緑化に努めるとともに、枝等がはみ出さないよう管理を行う。 | | |
| | その他保全の方針 | 本地区の環境及び安全の維持保全を図るため、次のことを誘導する。 1 資材置場及び廃棄物置場は設置しない。 2 必要な台数分の駐車場を敷地内又は付近に備える。 | | |

| 地 区 整 世 | 地區 | 区整備計画面積 | 約1.8ha |
|---------|------------|------------------|--|
| | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途 の制限 | 次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 共同住宅及び長屋で、床若しくは壁又は戸で区画された一戸の床面積が39m²以下の建築物 2 建築基準法施行令第130条の9に定める数量以下の危険物(石油類を除く)の貯蔵及び処理施設 |
| | | 敷地面積の 最低限度 | $165 \mathrm{m}^2$ (但し、ゴミステーションを除く) |
| | | 壁面の位置の 制限 | 建築物の外壁(出窓及び戸袋を除く。以下同じ。)又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及びその他境界線までの距離は、1.0m以上とする。 ただし、以下のいずれかに該当するものは除く。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分 2 軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の合計が5m²以内の建築物の部分 3 床面積の合計が10m²以内の建築物 4 床面積の合計が30m²以内の壁面を有しない建築物又は建築物の壁面を有しない部分 5 ゴミステーション 6 その他の地区施設内の建築物 |
| 備計 | | 建築物等の 高さの最高限度 | 10m |
| 画 | | 建築物等の意匠 の制限 | 建築物の屋根及び外壁の色彩は表のとおりと 色相 彩度 する。ただし、表面に着色していない素材色 (木材、れんが、土壁、漆喰、金属板、スレート、ガラスなどの素材の色彩)には適用しない。 その他 2以下 |
| | | 垣又はさくの 構造の制限 | 道路境界線から奥行1.0mまでに設置するものの構造は、次のいずれかに掲げるものとする。 1 生垣 2 敷地の前面道路から高さ0.8m以下のブロック塀等。 3 敷地の前面道路から高さ0.8m以下、かつ、敷地地盤面から、0.1mの土留め擁壁等。ただし、幅0.7m以上の植栽可能な空地を設け設置する敷地の地盤面から0.1m以下のものは、この限りでない。 4 敷地地盤面から高さ1.5m以下のフェンス、金属さく等透視可能なさく。 5 2または3で設置したものの上にフェンス、金属さく等透視可能なさくを併用したもので、敷地地盤面から高さ1.5m以下のもの。 6 片側の幅1.5m以下の門柱及びその他これらに類するもので、敷地地盤面から高さ1.5m以下のもの。 |

